

Vol.4 No.26 2009年2月

### 『水道法の改正の続編について』

#### 水質管理目標設定項目の改正

厚生労働省健康局水道課より、水道水質基準及び項目の見直しが行われ、平成20年12月に水道水質基準等が一部改正されました。これに引き続き、水質管理目標設定項目が見直され、改正されます。

この改正内容は、平成21年4月1日から適用になります。

〔水質管理目標設定項目の改正内容〕

項目	改正内容	目標値
アルミニウム及びその化合物	新たに水質管理目標設定項目に設定	0.1mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	水質基準から水質管理目標設定項目に移行	0.1mg/L以下
ジクロロアセトニトリル	目標値(0.04mg/L以下(暫定))の変更	0.01mg/L以下(暫定)
抱水クロラール	目標値(0.03mg/L以下(暫定))の変更	0.02mg/L以下(暫定)
EPN(殺虫剤)	目標値(0.006mg/L以下)の変更	0.004mg/L以下
クロルピリホス(殺虫剤)	目標値(0.03mg/L以下)の変更	0.003mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	水質管理目標設定項目から水質基準に変更	水質基準に移行

#### アルミニウム評価値の見直し

アルミニウムの評価値に関しては、0.1mg/Lにすることが適切であるとされましたが、クリプトスポリジウム等の管理や藻類の繁殖時期対応に、多量のポリ

塩化アルミニウム凝集剤を投入せざるを得ない場合があります。技術的に0.1mg/Lを達成するには、まだ検討の余地がありました。しかし、今後、アルミニウム低減策の技術の検討や代替凝集剤への転換を含め、評価値0.1mg/Lの達成が必要とされています。

これらの状況から、アルミニウムについては水質基準を「0.2mg/L以下」とし、併行して水質管理目標値を「0.1mg/L以下」に定め、この目標値を超えないように管理することが適切とされています。

#### ポリシリカ鉄凝集剤(P S I)

アルミニウムを含まない凝集剤として、今着目されているのがポリシリカ鉄凝集剤(P S I)です。ポリシリカ鉄凝集剤(P S I)には、次のような特長があります。

- 鉄とシリカが主成分ですので、アルミニウムを含まず、人体にとって安全で自然にやさしい凝集剤です。
- 鉄による脱臭作用により、発生汚泥の臭気が低減されます。
- ポリ塩化アルミニウム凝集剤(P A C)や硫酸バンドでは凝集が困難な藻類に対して、処理効果が良好です。
- トリハロメタン前駆物質を捕捉して、トリハロメタンの発生を抑制します。
- 乾燥汚泥が微細であるため、発生する汚泥量が削減されます。
- 汚泥にアルミニウムを含まないため、農地への還元が可能です。
- 形成されるフロック粒径が大きく、ろ過速度が高速化されます。

環境や人への影響を考慮し、使用される凝集剤の成分も様々な検討が加えられてきています。

#### 業務内容

調査・分析・測定部門(水質・大気・土壌・食品・特殊分析・環境アセスメント) プラント・工事・メンテナンス部門(排水・用水処理の設計及び施行・各種メテ) 水処理薬品部門(ホーイラ・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品他) 環境保全機器部門(滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器他)

